

第10問 要役地が共有である地役権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 要役地共有者の一人のみが地役権を行使しており、他の共有者が行使していない場合、要役地の他の共有者の持分についてのみ当該地役権が時効により消滅することはない。

イ 要役地共有者の一人のために地役権の取得時効が完成した場合に、他の共有者が地役権の取得時効に関する事情を知らないときでも、共有者全員のために時効取得の効力が生ずる。

ウ 要役地と承役地が隣接していない場合、地役権の設定を受けることができない。

エ 要役地の各共有者は、単独で、承役地の所有者に対して、地役権の設定の登記の手続きを請求することができる。

オ 承役地の所有者がする地役権の時効取得の中断は、地役権を行使する要役地の共有者の一人に対してすれば、他の共有者に対しても効力が生ずる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第10問

<正解 5>

TOPICS

本問は、地役権と時効に関する問題である。

地役権は、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地（承役地）を自己の土地（要役地）の便益に供する権利である（民§280本文）。

地役権の法的性質としては、付従性（民§281）、不可分性（民§282、284）がある。

地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる（民§283）。継続とは、権利行使が中断なく実現されていることであり、通路を開設する通行地役権がこれにあたる。外形上認識することができるものは、地上の設備のある地役権がこれにあたる。

地役権は、債権または所有権以外の財産権であり、地役権者が20年間その権利を行使しないときには、時効により消滅する（民§167Ⅱ）。その消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地役権（通路を開設しない地役権等）については、最後の行使の時（最後に通行した時）から起算され、継続的に行使される地役権（通路を開設する地役権等）については、その行使を妨げるべき事実（通路の破壊等）の生じた時から起算される（民§291）。

ア 正しい 【27-11-オ, 24-10-エ, 20-12-ウ, 16-10-1】

要役地が数人の共有に属する場合において、その1人のために（消滅）時効の中断または停止があるときは、その中断または停止は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる（民§292）。地役権には不可分性があるので、共有者の1人についてだけ地役権が消滅し、他の共有者の地役権が消滅しないという状態は認められないからである。したがって、共有者の1人が地役権を行使している限り、他の共有者が行使していなくても、時効により当該地役権が消滅することはない。

イ 正しい 【16-10-2】

土地の共有者の1人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者もこれを取得する（民§284Ⅰ）。地役権は要役地の便益を図るための権利であり、その権利関係について、地役権の存在を図る方向で画一的に処理すべきだからである。

ウ 誤り 【29-10-エ】

地役権は、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地（承役地）を自己の土地（要役地）の便益に供する権利であり、要役地の利用価値を高めるために認められた権利であるから、これが満たされれば、要役地と承役地は隣接している必要はない。

エ 正しい 【20-12-イ】

要役地が数人の共有に属する場合、要役地のために承役地の所有者に対して地役権の設定の登記手続きを求める訴えは、各共有者が単独ですることができる（最判平7.7.18）。地役権について登記をすることにより、第三者にその地役権を対抗することができることとなるた

め、その請求をすることは、共有者全員の利益となり、保存行為に該当するからである（民
§ 252ただし書）。

オ 誤り 【16-10-2 参照】

地役権の時効取得において、共有者に対する時効の中断は、地役権を行使する各共有者
に対してしなければ、その効力を生じない（民 § 284Ⅱ）。時効の中断は、その中断の事由が生
じた当事者およびその承継人の間においてのみ効力が生ずるにすぎないため（民 § 148、相対
的効果）、承役地の所有者が、要役地の共有者の1人に対して、時効の中断をしても、その効
力は他の共有者には及ばない。したがって、地役権の取得時効の中断は、要役地の共有者全
員に対して行わなければ効力が生じない。

➡ 以上により、誤っているものはウオであり、正解は5となる。

<ポイント整理>

地役権

①地役権の不可分性と時効	取得時効	<ul style="list-style-type: none"> 共有者の一人が時効により地役権を取得したときは、他の共有者もまた地役権を取得する（民 § 284 I）。 共有者に対する時効中断は、地役権を行使する各共有者に対してこれをしなければその効力を生じない（同II）。 地役権を行使する共有者が数人ある場合において、その1人に対して時効停止の原因のあるときでも、時効は各共有者のために進行する（同III）。
	消滅時効	<ul style="list-style-type: none"> 要役地が数人の共有に属する場合において、その1人のために時効の中断または停止があるときは、その中断または停止は他の共有者のためにもその効力を生ずる（民 § 292）。
②地役権の時効取得	<ul style="list-style-type: none"> 地役権は継続的かつ外形上認識することのできるものに限って時効取得が認められるが、通行地役権について、この継続の要素を満たすためには、要役地の所有者によって承役地となる土地の上の通路が開設されたものであることを要する。 通路を開設しない地役権は不継続地役権である。 時効による地役権の取得は、その登記なくして、時効完成当時の承役地所有者に対抗することができる。 	<p>最判昭33. 2. 14 最判平6. 12. 16</p> <p>大判昭2. 9. 19 大判大13. 3. 17</p>
③承役地の時効取得による地役権の消滅	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が地役権の負担を伴うものとして承役地を占有した場合には、これによって第三者が時効取得する所有権もまた地役権の負担を伴うものであり、その地役権は消滅しない。 	<p>大判大9. 7. 16</p>
④地役権の消滅時効	<ul style="list-style-type: none"> 消滅時効の期間は、不継続地役権については、最後に権利を行使した時を起算点とし、継続地役権については、権利の行使を妨げる事実が生じた時を起算点とする（民 § 291）。 地役権者がその権利の一部を行使しないときはその部分のみ時効によって消滅する（民 § 293）。 	